

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領

平成 20 年 2 月 6 日付け 19 生産第 7661 号
農林水産省生産局長通知
一部改正 平成 26 年 3 月 24 日付け 25 生産第 3444 号
農林水産省生産局長通知

第 1 趣旨

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱（平成 20 年 2 月 6 日付け 19 生産第 7660 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第 2 提携支援団体等

- 1 実施要綱第 2 の 1 の（ 1 ）の提携支援団体は、別に定める公募要領により選定された団体とする。
- 2 実施要綱第 2 の 3 の（ 2 ）の業務方法書は、次の事項を記載するものとする。
 - （ 1 ）提携支援基金の造成及び管理に関すること
 - （ 2 ）事業の実施体制に関すること
 - （ 3 ）助成金の交付に関すること（助成金に係る国と提携支援団体の負担区分に関することを含む。）
 - （ 4 ）その他本事業に係る業務運営に必要なこと

第 3 蚕糸・絹業提携システムの承認

- 1 提携システム確立事業計画の承認
実施要綱第 3 の 2 の事業の助成を受けようとする事業実施主体は、別記様式第 1 号により提携システム確立事業計画書を策定し、提携支援団体の承認を受けるものとする。
- 2 事業推進委員会の開催
提携支援団体は、実施要綱第 3 の 2 の事業の実施にあたり、有識者で構成する事業推進委員会を開催し、事業実施主体が提携支援団体に提出した提携システム確立事業計画書に対する意見を聴取し、以下の要件にすべて適合すると認められる場合には、当該提携システム確立事業計画の承認を行うものとする。
 - （ 1 ）国産繭・生糸の希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりを通じて、従前の繭代補てん対策からの脱却が可能なものとなっていること。
 - （ 2 ）養蚕農家、製糸業者、絹織物業者、流通・小売業者等との提携体制が確立さ

れ、事業実施主体における会計規程等が整備されていること。

- (3) 構成員の役割分担や事業活動等に関して規約又は契約書が策定されていること。
- (4) 養蚕農家に支払う繭代について、養蚕農家の再生産が可能な水準以上の繭代が保証されていること。

第4 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業

提携支援団体は、以下の取組を行うものとする。なお、2の事業にあっては、その一部を他の事業者へ委託して実施することができる。

1 提携システム構築コーディネート事業

(1) 川上・川下に係る情報の収集及び提供

養蚕業・製糸業、絹織物業、生糸流通業、小売業等の各段階における製品の生産、流通、消費動向等に関する情報を収集し、提携システムを構築しようとする者に広く提供するものとする。

(2) 提携システム構築のための相談及び指導

提携システムへの参加を希望する養蚕農家、製糸業者、絹織物業者等からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うものとする。

(3) 蚕糸・絹業情報交換会の開催

提携システムの構築を支援するため、養蚕、絹織物等の主産地において蚕糸・絹業情報交換会を開催するものとする。

(4) コーディネーターの派遣

提携システムを構成する事業者間の調整を行うコーディネーターを提携支援団体に登録し、養蚕、絹織物等の主産地に派遣する。

2 提携システム構築バックアップ事業

(1) 養蚕用資材の安定供給

輸入品と差別化された純国産絹製品づくりの取組を継続的に実施するため、養蚕用資材（桑収穫機、糸払機、収繭毛羽取機等）の安定供給に向けた取組を支援する。

(2) 純国産絹製品の試作及び評価

輸入品と差別化され消費者に評価される純国産絹製品を生産するため、試作品の製作、消費者モニター評価等を行う。

(3) 純国産絹製品等の普及及び啓発

大手小売店等の協力を得て、試作した純国産絹製品を全国の主要な都市において展示・PRを行う。

(4) 純国産絹マークの管理及び普及

純国産絹マークの普及徹底を図るため、現地調査を通じて純国産絹マークが適正に使用されているか把握するとともに、養蚕農家、製糸業者、絹織物業者、生糸流通業者、小売業者等からなる協議会を開催し、マークの普及促進、PR

活動等を行う。

(5) その他の取組

その他蚕糸・絹業提携システムにより輸入品と差別化された純国産絹製品づくりを確立しようとする関係者の取組が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

3 純国産絹製品づくり条件整備事業

(1) 実施要綱第 3 の 1 の (1) の ア に規定する稚蚕共同飼育所の再編整備の内容は、以下に掲げるものとする。

ア 稚蚕共同飼育所の再編整備・利用調整計画の策定

イ 小ロット・多蚕品種飼育に対応した飼育施設の増改築、空調設備等の新・増設及び廃棄

ウ 稚蚕共同飼育所の統廃合のための設備の新設及び廃棄

エ 広域配蚕に対応した機材整備

オ その他農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に必要と認められた事項

(2) 実施要綱第 3 の 1 の (1) の イ に規定する稚蚕の飼育に必要な経費の助成単価は、1 箱当たり以下の金額を限度とする。

平成 26 年度 7 千円

平成 27 年度 6 千円

平成 28 年度 5 千円

(3) 実施要綱第 3 の 1 の (1) の ウ に規定する機械・機材は、以下に掲げるものとする。

特殊生糸等繰糸機

特殊乾繭用装置

小ロット対応織機

その他純国産絹製品づくりに必要な特に生産局長が認める機械

(4) 実施要綱第 3 の 1 の (1) の ウ に規定する技術実証の内容は、以下に掲げるものとする。

ア 生産性向上技術の実証

イ 高品質化・高付加価値技術の実証

第 5 蚕糸・絹業提携システム確立対策事業

1 第 3 の 1 の承認を受けた事業実施主体は、下表に定める取組のうち、項目として 2 以上、取組内容として 5 以上の取組を実施する場合に限り、提携支援団体が定める業務方法書の助成金の交付を受けることができる。

項 目	取 組 内 容
繭生産段階	ア 優良蚕品種に係る稚蚕の増殖 イ 優良蚕品種への転換 ウ 選繭の徹底等による品質向上対策 エ 蚕室環境の改善による病蚕の抑制 オ 技術研修や市場調査の実施 カ その他飼育方法の改善、改良等
製糸段階	ア 選繭の徹底 イ 繰糸機の改良及び維持管理の徹底 ウ 低速繰糸等による繰糸方法の改良 エ 生糸等の試作品の製作及び供給 オ その他製糸方法の改善、改良等
絹織物・流通・小売段階	ア 製品の企画、改良等に係る川上・川下関係者との情報交換 イ 織技術や精練加工技術の改良及び技術研修 ウ 生地試作品の作成及び配布 エ 原料生糸の安定的な確保のための在庫保有 オ 染め技術の改良及び技術研修 カ 染色生地の試作品の作成及び配布 キ パンフレットやポスター等の作成及び配布 ク 顧客の産地・工場見学会等の企画及び実施 ケ 製品に関する売場職員研修 コ その他純国産絹製品の販売促進等

第 6 事務手続

1 事業計画の提出等

実施要綱第 3 の 1 の (1) の 及び の事業実施に当たっては、提携支援団体は別記様式第 2 号により事業計画を策定するものとする。

また、実施要綱第 3 の 1 の (1) の 及び実施要綱第 3 の 2 の事業の事業計画の承認及び助成金の交付申請は、実施要綱第 3 の 1 の (1) の の事業にあっては別記様式第 3 号、実施要綱第 3 の 2 の事業にあっては別記様式第 4 号により、提携支援団体に正副 2 部提出して行うものとする。

2 事業計画の承認及び助成金の交付決定

実施要綱第 4 の 1 の (2) の事業計画の承認及び助成金の交付決定は、別記様式第 6 号により行うものとする。

3 事業計画の協議

実施要綱第 4 の 1 の (3) の生産局長との協議は、別記様式第 5 号により行う

ものとする。

4 助成金の請求

実施要綱第4の2の規定により、提携支援団体から、概算払を受けようとする場合は、別記様式第7号により行うものとする。

5 事業の実績報告等

- (1) 提携支援団体は、実施要綱第3の1の(1)の 及び の事業の実績報告を、原則として、事業実施計画を策定した年度の翌年度の4月末日までに別記様式第8号により作成するものとする。
- (2) 実施要綱第3の1の(1)の 及び実施要綱第3の2の事業を実施した事業実施主体は、当該事業に係る実績報告を、原則として、事業実施計画を策定した年度の翌年度の4月末日までに、実施要綱第3の1の(1)の の事業にあつては別記様式第9号、実施要綱第3の2の事業にあつては別記様式第10号により、提携支援団体に正副2部提出するものとする。
- (3) 提携支援団体は、(2)により事業実施主体から実績報告書の提出があつた場合には、当該事業内容を審査の上、速やかに補助金の額を確定し、別記様式第11号により通知するものとする。
- (4) 提携支援団体は、実施要綱第5の2の規定に基づき、(1)及び(2)の実績報告を取りまとめた上、別記様式第12号により、報告に係る年度の翌年度の5月末日までに生産局長に報告するものとする。

第7 その他

- 1 生産局長は、本事業の運営上必要な限度において、事業実施主体の経理内容等を調査し、本事業に関する書類等の閲覧を求めることができる。
- 2 生産局長は、本事業の運営上必要な限度において、事業実施主体に対し、本事業の経理内容が明確になるよう、所要の指導を行うことができる。
- 3 事業実施主体は、本事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、各事業年度ごとに、事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお、従前の例による。